$\bigcirc$ 

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令案 (抄) 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

2四十六万円であることとする。	所得割の額が			る。
<ul><li>対民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる</li></ul>	定による市町	四十六万円であることとす	号に掲げる所得割の額が四	另一項第二
(月までの間にあっては、前年度) 分の地方税法の規	が四月から六	民税の同法第	万税法の規定による市町村	年度)分の地方
<ul><li>あった月の属する年度(補装具の購入等のあった月</li></ul>	て同じ。)の	(月までの間にあっては、前	った月が四月から六	装具の購入等のあ
この項、次条第二号及び第四十三条の五第一項におい	いう。以下こ	った月の属する年度(	項において同じ。)のあ	十三条の五第一
.て、補装具の購入等(同項本文に規定する購入等を	かの者につい	の項、次条第二号及び第四	する購入等をいう。以下この	文に規定
1者等及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれ	請に係る障害を	、補装具の購入等(同項	又はその配偶	請に係る障害者
条第一項ただし書の政令で定める基準は、同項	2 法第七十六	定める基準は、同項の申	一項ただし書の政令で	2 法第七十六条第
	)とする。			
.あっては、その配偶者に限る。次項において同じ。	である場合に			
に係る障害者等の属する世帯の他の世帯員(障害者	、同項の申請	うる。	の申請に係る障害者の配偶者とする。	、同項の申請に
一 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める者は	第四十三条の二	だし書の政令で定める者は	法第七十六条第一項ただ	第四十三条の二
支給に係る政令で定める者等)	(補装具費の	等)	文給に係る政令で定める者等	(補装具費の支
行	現	案	正	改
(何級音分に改立音分)				